

施策評価の実施（第5回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

委員長 施策目的の2番として「快適な農村生活環境の創造」と挙げられており、農村でも住みやすい環境というのは分かりますが、具体的にどのような環境に農村を変えていく、このような生活になるというビジョン、イメージについてもう少し分かりやすく伺えますか。

現在の農村をどのようなものと捉え、それがどのような良い環境になるのか具体的にお聞かせください。

担当部局 集落内の道路や用排水路などの部分について、地域から要望があった内容のハード面での整備を考えています。

ソフト面については、過疎高齢化が進み地域の人口が少なくなり、地域で行事などを行おうとしても人的面で制約があるということで、ほかの地区間との連携により地域内の賑わいを取り戻すとか、単体の集落では難しいという場合には、複数の集落を一つの塊とみなし、相互に補完する形で地域内の暮らしを守っていけるよう、そういったことで暮らしやすい農村を作っていくことを都市農村交流ということで進めていくということです。

委員長 住み心地ですとか、住み良いというイメージとは少し違うということですね。

担当部局 ハード、ソフト面による整備を行って、今まで不便に感じていたり、困ったりしていたものを解消することによって、住み心地が良い、住み良くなると考えています。

委員 認定農業者というのはどのような農業者となるのでしょうか。

担当部局 農業経営基盤強化促進法という法律において、市内で育成すべき農業者について定めることが規定されています。それを受け、農業技術者協議会活動事業の中で京丹後市の育成すべき農業者についての類型を作成しており、例えば年間所得目標が500万円以上というような計画を農家のかたに作成していただき、それを農業技術者協議会の中で認定するかどうか審査していただいています。

この計画は5年間有効で、計画の中では、どういう形で今後農業を拡大し

たいなどの内容や機械整備を行う計画も網羅されています。

こういった部分に関して認定を行い、認定農業者対策事業などにも結びついており予算の範囲内で支援をさせていただいています。

委員 現在、認定農業者は市内にどのくらいおられるのでしょうか。

担当部局 個人の農家のかたや法人、団体を含め157経営体となります。

委員長 将来の京丹後市の農業のイメージとしては、どのようなイメージを描いておられるのでしょうか。

担当部局 本年度改正を行う予定をしていますが、これまでの経営基盤強化の構想によりますと、市内の農地の50%を認定農業者に、もう一つの視点で、集落営農などの推進も、集落の農地について集落で守るという視点も持っていますので、認定農業者に加えて、集落での組織、例えば認定農業者がおられない集落については、地域の中で農地を守っていかなければなりませんので、認定農業者と集落内での組織との2本立てという考え方をしています。

担当部局 補足をさせていただきますが、平成22年度末において認定農業者への土地集積比率は32.3%になっています。

委員長 仮に、理想どおり50%の認定農業者となった場合、京丹後市全体としては、何人くらい農業で食べていけるようになるのでしょうか。

もし、数字的なお考えがあれば参考までに教えていただけないでしょうか。

担当部局 そこまでの計画は考えておりません。

委員 認定農業者が丹後ブランドとして発信していくことについて、今後どのようにお考えでしょうか。

担当部局 丹後ブランドについて、市単独では量的な問題もあり現実的にはなかなか難しいところもあるため、現在は、京都府も含めて京野菜の認定を行っていますので、京都府の大きな傘に入りながら、京野菜ブランドとして進めています。

委員長 施策目的については、おおむねこれで良いということによろしいですね。

次は、施策目的の1番とそれに関連する5つの施策方針やそれを構成する事務事業について、質問やご意見をお願いします。

委員 目の前のことより5年後、10年後がどうなるのか、先のことを心配する状態です。私たちの地区でも、5年後、10年後に担い手を誰がするのか、

担い手も増えそうにない状況です。

委員長 担い手の問題が非常に大事ではないかということでご指摘をいただいたところ です。

現在実施されている新規の担い手を増やすような事業はどの事業になるのでしょうか。また、それらの事業が効果的に新たな担い手づくりにつながっているのでしょうか。

担当部局 内部評価結果調書上の事務事業としては挙がっていませんが、新規の就農者への相談などについては、農政課へ新規就農を希望されるかたが訪問されます。また、ホームページでも関係する内容を掲載しており、実際に新規就農希望者の相談に乗ることは実施しています。

さらに、新規就農希望者が農業に携わりたいという場合には、府の補助事業を使って事業を行っています。

農業の場合は、府などでいろいろな研修も実施しています。就農研修資金償還金助成事業については、研修期間中のいろいろと要した費用を新規就農者が借りていますので、借入資金の償還に対して助成を行っています。

また、新たに農地を探すということに対しては、新規就農等拡大のための遊休農地利活用推進事業によって、市で把握している遊休農地について、新規就農者の希望についてマッチングさせ、耕作放棄地を営農ができる状態にしていくという対策も行っています。

委員長 最近、そういったことにより市内で新規に就農されたかたというのは何人くらいおられるのでしょうか。

担当部局 独立して新規に就農されるかた以外に、国営開発農地の法人へ就職したケースなども含めて、昨年度1年間では10人程度の新規就農者がありました。

委員長 新規で就農する場合、国営へ行かれるとか、認定農業者に雇用されるほうが敷居は低そうですね。

担当部局 そうですね。

委員長 認定農業者に雇用された新規就農者の人数について、市では把握されていないということですね。

担当部局 農政課へ新規就農の相談に来られて、あっせんをして就農されたということであれば分かりますが、国営開発農地の法人や認定農業者へ直接就農され

ているケースまでは把握ができておりません。

委員長 新規就農者の実績が10人程度ということであれば、費用対効果として低いように感じます。そういった中で、現状どおり一定のお金を使って新規就農者の確保を行ったほうが良いのか、それともそういった事業をいっそ農業者にお任せしたほうが良いのか、率直にどのように考えておられるでしょうか。

新規就農者を増加させるために、費用対効果に見合った効果的な手法はあるのでしょうか。

担当部局 現行どおり地道にやっていくしか、手立てはないと思われず。

京都府においても京都市内にあっせんを行うセンターを設けています。全国から京都府に相談があれば、京都府から京丹後市の紹介をしてもらうという連携をしています。

新規就農者の所得は、最初はなかなか増えず、経営が不安定な初期段階を支援していくという意味では、就農研修資金償還金助成事業は必要であると考えています。

また、新規就農等拡大のための遊休農地利活用推進事業についても、新規就農だけではなくて、遊休農地を対象にして、意欲のある農家の方々へも集積していくこととなります。

そういった意味では、事務事業の見直しをと言われるとなかなか難しいと思っています。

委員長 認定農業者の法人のうち、市外から参入されてきた法人について、参入されたときの条件として、地元のかたや農家を使っていただくというような話はあったのでしょうか。

担当部局 当時、そういった話があったのかどうかは分かりませんが、現実的には雇用をしていただいています。

担当部局 ほとんど市内での求人をされています。

委員 市側からも、積極的に地元のかたを雇用して欲しいという願いはされていますか。

担当部局 はい。

担当部局 別の部署の事業になりますが、担い手農業者、認定農業者のような経営体

において、京丹後市内の失業者を雇用した場合に助成金が交付されるという国の制度を活用して、雇用対策を進めていただいています。

委員 認定農業者対策事業は、「認定農業者への補助金」となっていますが、農地利用集積円滑化事業は、「意欲ある農業者に対する交付金」と説明があります。農地利用集積円滑化事業は、認定農業者以外に対しても交付されるという理解でよろしいでしょうか。

担当部局 農地利用集積円滑化事業の対象は、認定農業者ではありません。

委員 認定農業者として認定された場合のメリット、デメリットについて、これ以外にもありますか。

担当部局 市からの補助は認定農業者対策事業くらいです。

ただし、国では、補助対象を、認定農業者や集落営農組織などに絞っています。また、大きな施設や機械などを購入する際に借りた資金の利子については無利子になるというような国の制度もあります。

認定農業者については、国の法律で定めなさいということになっていますので、国の制度でメリットがあります。

委員 市外からの参入法人に対しても、市の単独費用の補助金が交付されているのでしょうか。

担当部局 どちらかと言えば、国や京都府の大きな事業を活用されています。

大規模に事業展開されており、農林業の事業には国や京都府の事業が多いことから、大規模な事業の場合は、市としてはできるだけ、国や京都府の事業を活用するよう勧めています。

委員長 就農研修資金償還金助成事業については、農業者を一人作るために、50万から70万円の補助を行っていることになります。

しかも、「条件不利地域で営農開始する就農者」が対象となっており、素人のかたが、リスクもすべて自分で背負い必死で苦労しながら、わざわざ条件不利地域で営農を開始するよりも、農業法人などで従業員として働きながら農業の基礎を覚えて、それから自分で地域を知って、良い土地を手に入れて、就農してもらえば、市がこんなにお金を払わなくても、農業者が生まれるような気がします。いかがでしょうか。

あるいは、農業者になることができる複数のルートがあったほうが良いと

ということでしょうか。

要は、必要性があると思われませんが、歳出抑制ということで、思い切って切り込む際の参考にお聞かせいただけないでしょうか。

担当部局 本事業は、京都府の事業で、京都府において研修を受け、その資金を借りたかたが5年間就農された場合に、その研修資金の償還について府と市で2分の1ずつ助成するという仕組みになっています。

また、本制度は、法律に基づき、京都府と市が連携して助成を行っている事業のため、市の考え方だけで判断することは難しいと思われれます。

担当部局 条件不利地域と記載されていることから、山間部などで農業をされると想像されていると思われれますが、京丹後市内の全域が条件不利地域に指定されており、市内の条件の不利な場所でわざわざ就農してもらっているということではありません。

委員長 国や京都府が市と一緒に実施していた事業について、自分たちの都合で補助をやめるということが多くありますので、市側からも事業をやめたいという提案をどこかでしないと、振り回される一方だと思われれます。

国や京都府の事業ということでやめられないということではなく、市として不要だと判断したのであれば、事業を廃止したいと申し出ることも必要と思われれます。

水田農業振興推進事業については、メインは、戸別所得補償制度で、それ以外にも別の要素があり、合計二つの事業から構成されているように聞こえましたがいかがでしょうか。

担当部局 水田農業振興推進補助金と戸別所得補償を推進するための事務費という形になっています。

委員長 水田農業振興推進補助金は、低農薬米を作るための補助を行っていると考えたらよろしいでしょうか。

担当部局 低農薬米と良質米を作るための補助をしているということになります。

委員長 良質の米を作るのは、質が良いから高く売れるだろうという農家の思惑があると思われれますので、そうであれば農家自身に取り組んでもらっても良いと思います。

事業費もかなり大きい中で、市が補助を行わなければならないものなのか、

また、いつまでもやらなければならないものなのか、その辺りはどうでしょうか。

担当部局 生物多様性を育む農業推進計画ということで、化学肥料や農薬を減らし、環境の負荷を減らした農業を進めていこうという計画を立てており、そういう意味で、この特別栽培米というのは計画の一つの柱になると考えています。

加えて、普通の栽培米よりも特別栽培米のほうが、若干高く売れているという現状もありますので、市としては本事業を進めていきたいと思っています。

一方で、国においても環境保全型農業直接支払を制度化してきていることから、今後は、市の制度の見直しもあり得ると考えています。

委員長 ブランド化ということにも関係しますが、例えば、特A米のコシヒカリなどに注力する中、ブランド化されたことによって高く売れるようになったのでしょうか。

担当部局 全国的に米の価格は下がってきており、それに合わせて丹後産のコシヒカリについても近年は価格が下がってきています。

コシヒカリのブランド化については、特Aを取ったり、Aを取ったりというふうなことではブランドとしては弱いと言われています。魚沼産のコシヒカリというのは二十数年ずっと特Aを取っているのです、そこに持っていかないといけないと考えています。

水菜や九条ねぎについては、実際は価格がそんなに上がっているということはありませんが、京野菜ということではほかと比較して、高く売れていますし、ある程度のニーズもあることから、生産拡大ということで、パイプハウスも設置して、生産量を増やしていくという取組を行っています。

委員長 農業が地域社会にとって非常に重要であることや、売れる農作物が必要ということは分かりますが、歳出抑制の視点から、行政が農業者を永遠に支援し続ける必要があるのでしょうか。

環境や身体に良くて、おいしいものを作れば売れるわけですので、農業者が自分ですれば良いのではないかという発想もあると思われれます。

地域にとって重要であれば何でも市が関与して支援を行い、お金を出すとこのものでもないと思うのですが、その辺りはどのような整理をされておら

れるのでしょうか。

担当部局 農業は、人が生きる上で欠かせない食糧の生産ということが一つの大きな理由だとは思われます。

そういった面については、国や京都府の事業で、一定の支援策がありますので、市というより国家的な施策という面もあると思われます。

また、農業は、農村社会を形作っている一つの要素になっており、農地は洪水抑制や景観などの面での多面的な機能も持っています。

丹後地方についても、今の時期に水田により非常にきれいな景観が維持できていますが、農業がなくなった場合の景観への影響や、また、地域への影響もあります。そういったことも含めて、行政としては、農業を振興するとともに地域を守っていくという面もあるのではないかと考えています。

ご意見のありました市がどこまでやるのかという点については非常に難しいところではありますが、市としては、国の事業を最大限に活用しながら、担い手対策などの市として重点的にやっていきたい部分について、市単独の事業により実施し、独自性を打ち出す形でやっていきたいと考えています。

委員長 農業者への補助金交付事業が多いように感じられます。一般的に、政策の手法が規制からインセンティブ、インセンティブから情報提供という流れに変わってきている中では、目的を実現できるほかの方法があれば、直接的にお金を出す方法以外の手法が望ましいと思われれますので、ご工夫いただければと思う次第です。

担当部局 財政が厳しい中で、お金を使わずにどういったことができるかを考えていくと、市の職員が自ら動いたり、市が何らかの仲介を行ったりといったところではないかと考えています。

これまでは、農業者だけを対象としてきた中で、最近、国が言う、商業者や工業者、観光業者をうまく組み合わせることで、一つの新たな付加価値を生み出していくという取組の6次産業や農商工連携においては、市が情報の仲介やあっせんを進めて行く必要があると思います。

それを進めることによって、お金を掛けずに農家の所得向上につなげていくという手法も一つにはあると思います。

委員 丹後の農家が現在の状況になったのは、作ることは得意だったが、販売能



力がなかったということがあると思います。

現在、成功されている農業者は、行政に頼らずに、自らがお客様の口に入ることを前提とした作付けをされているかただと思われま

せ。せっかくおいしいものを作っていますので、農業者の販売能力を補完するため、信頼のある行政が販売拡大のための営業を行うことが重要と考えられ、そこからブランドが生まれてくると思います。

ただし、本来、農業は、行政に頼るようでは成功しないと思っています。

目先のことでなくて、長期的な視点からお金を出す格好にしていかないと、補助金ありきの農業が今後もずっと続いていく格好になるのではないかという気がします。

委員 施策方針 8 番の都市農村交流の推進について、もっと観光の担当部署とも連携をされたほうが良いのではないのかなと感じました。

担当部局 農村の賑わいを戻すため、都市農村交流の事業を行っています。

そこには、どうしても観光という面が入ってきますが、現在、農政課の都市農村交流係において、専門的にそういった事業を進めているところです。ご指摘のありました観光との連携は、重要ですので、市の内部での連携が取れるような体制づくりに注力しています。

委員 獣害により遊休農地が増えたという面がありますが、獣害対策の予算は増えたのでしょうか。

担当部局 獣害対策の予算は増えています。

委員 猪や鹿などの個体数を減らすことができない中では、農業者にとっては、獣害対策としては、獣害の被害を防ぐことしかできません。

猪や鹿による被害が大きいような条件の悪いところから遊休農地になってきます。農業者もお金をもらって農作物を作りたくはありませんが、獣害対策などのためのお金がないと農作物が作れないというのが実情です。

担当部局 認定農業者も農地面積を増やしたいと思っていますが、獣害対策のために電気柵を設置すると、草刈りなどの維持管理が大変で、手間が増えるということがあります。

猪や鹿の個体数を減らして欲しいという要望があることから、市としては捕獲と防除は一緒に進めていくべきと考えており、国や京都府の制度を活

用しながら、地元の要望をできるだけ実現できるよう、捕獲檻や防護柵の支援を行っていきたいと考えています。

委員 長 有害鳥獣が増加し、獣害被害が大きくなる中で、新しい解決方法はないのでしょうか。

担当部局 市外では、大型の捕獲柵により一度に群れを捕獲する方法を実験的に行っているところもあり、市としても情報収集を行いながら、検討を行っています。しかし、価格が非常に高額であること、国の補助対象にならないことが、導入に踏み切れない理由となっています。

多くの集落から捕獲檻の要望がある中では、現行の捕獲檻による対応のほ  
うが、広範囲に捕獲ができ、また費用対効果も高く、望ましいと考えていま  
す。

委員 長 猪・鹿肉処理施設運営管理事業について、収益性の高い猪の施設への持込み頭数が少なく、施設の運営がうまく回っていないと聞いていますが、他方では、有害鳥獣捕獲事業により、市から委託という格好でお金を出して、1,880頭の猪が捕獲されています。

猪・鹿肉処理施設である比治の里での処理頭数が90頭と少ないため、有害鳥獣捕獲事業の委託先へお願いして、比治の里に一定頭数の猪を回してもらうような工夫ができないのでしょうか。

担当部局 市でも、ご指摘のとおりのことを考えており、どうすれば猪をもっと施設に持ち込んでいただけるかについて、委託先と相談をさせていただきました。

まず、比治の里を午前8時から開設していましたが、仕事の都合上、それでは持ち込みにくく、もう少し早めて欲しいという要望を受け、午前7時30分から受け入れることができるよう体制を組んだところです。

また、地元のかたが猪や鹿を搬入する際に、重くて搬入が難しかったことから、委託先でそれを取りに行ってもらおうという工夫を開始しています。

それによって搬入される猪の頭数を増やしていきたいと考えています。

委員 長 比治の里については、ニーズはあると思われしますので、高付加価値化や捕獲されるものはできるだけ全て販売できるような形で、有効活用をしていただきたいと思います。

委員 都市農村交流推進事業の今後の方向性が拡大となっていますが、観光側と

農業側の話合いの場となる協議会はあるのでしょうか。

担当部局 協議会はありません。

農政課で実施している事業は、主に市外から来ていただき、地域の魅力を感じてもらうものですので、観光の分野としては、着地型観光に着目した事業という位置付けになると思われます。

農業者が自ら地域資源を生かし、都市住民との交流を行い、地域が活性化するということを考えています。

委員 行政が観光と農業の間に入り、うまく連携すべきではないかと考えお尋ねしましたが、なかなか難しそうな印象を受けました。

地産地消取組の支援の取組について、学校給食など、子供たちに安心できる地元のお米を食べさせているのでしょうか。

担当部局 学校給食では、丹後産のコシヒカリを使用していると聞いています。

委員 野菜などについては、まとまった量が確保できないということで難しいということでしょうか。

担当部局 そのようになります。

ただし、学校によっては地域の農家から購入されていると聞いています。

現在、市内の認定農業者が何人が集まって、丹後産のコシヒカリの新米の日とサワラの日のような格好で、市内の小中学校で一斉にコシヒカリや魚、野菜を含めて食べてもらうといった取組を行っており、徐々に増やしていきたいと思っています。

委員 そういったことに取り組んでおられるということであれば結構です。

それが本来の地産地消のあるべき姿であると思っています。

委員長 農業の振興に関しては、大規模化を引き続き進めていくということ、そこで取れたものをより高い値段で販売していくという大きな方針で実施されているということについては、良いのではないかというご意見が多かったものと思われま。

ただし、そこに補助金を交付するという形の事業が多いのですが、そういったやり方が有効なのか、財政が厳しくなっていく中で、いつまでそういった方法でやるのかというような意見もありました。

抜本的にどうやって削減していくのかというようなアイデアは、委員会か

らは余りなかったわけですが、そうした点が主な指摘になったと認識しています。

施策評価のまとめ（第6回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

前回委員会における施策評価結果について、評価の振り返りと評価結果のまとめを実施。

委員長 施策の見通しの猪・鹿肉処理施設運営管理事業の部分について、「施設への猪の持込みが非常に少ない」となっていますが、「少ない」が良いと思います。

内部評価結果調書では、猪の処理頭数が年間に90頭となっていますので、非常に少ないとまでは言えないと思います。

あと、後半の「たくさん施設に持ち込んでもらえるよう工夫を行うことで歳入の確保に努め」とありますが、「工夫を行うこと等で」としましょう。

施設でもいろいろと考えてやっていただいているようで、この方策以外の工夫もあると思いますので、「等」としていただけたらと思います。

次は、施策の見通しの農産物の販売に対する支援についての部分です。

委員 「農業者の販売能力を補完するため、市が販売先への営業を積極的に行うなど、販路の開拓・拡大について注力すべきである」とありますが、実際には、行政が特定の販売先に営業を行うことは難しいと思います。

意味は通じますので、「補完するため、販路の開拓・拡大に注力すべきである」くらいが良いように思われます。

委員 「市が積極的に行うなど」の部分は、残しておいてもおかしくないのではないのでしょうか。

委員 行政がよくやっているのは「ブランドのPR」ではないのでしょうか。

委員長 あと、「メディアに取り上げられるようにするなど」ですかね。

委員 そのほうが行政らしいですね。

委員長 では、そのような形で整理しましょう。

外部評価報告書（案）の検討（第7回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

委員会からの意見や歳出抑制案の提案内容について、担当部局との議論の機会を持ち、最終的な委員会としての意見のまとめを実施。

委員長 歳出抑制の委員会提案に対し、提案内容の実施は難しいという担当部局からの説明でしたが、では、農業の振興という施策の中では、こういった内容によって、歳出抑制を実現されようとしているのでしょうか。

担当部局 就農研修資金償還金助成事業については、平成24年度以降については、市の負担割合が2分の1から3分の1に減っていくことになります。そのことにより、徐々に事業費の抑制を図っていきたいと思っています。

農業への支援方法については、明確にこの事業がというものはありませんが、今の段階としては、国や京都府の事業を最大限に活用しつつ、市の単独事業の中で、事業費の抑制をやっていくことになると思っています。

委員長 それでは、施策の見通しという点について、担当部局からの説明や意見を踏まえて、順番に見ていきたいと思います。

まず、国・府事業についてのアの部分で、「国の制度と重複している部分もあるので、重複部分の整理や見直しを行うべき」という委員会意見に対し、担当部局からは、「基本的に重複して実施している事業はなく、委員会から指摘されている整理は、毎年している」ということです。そうであれば、この委員会意見自体を削除しても良いと思いますが良いのでしょうか。

委員 はい。

委員長 では、この部分については、丸ごとなくすことにしましょう。

同じく、国・府の事業についてのイの「国や府の制度を活用した事業ということで、安易に導入したり、実施し続けるのではなく」という部分について、担当部局からの説明のとおり、確かに「安易に」導入や継続はしていないと思われます。

この部分は、「国や府の制度を活用した事業については、必要性和効果を十分検証し」としましょう。

続いて施策の見通しの都市農村交流の推進の部分について、委員会意見として「観光部署との連携が不十分」と指摘しましたが、担当部局からは、「様々

な連携を進めている」という説明をいただいた次第です。

ご説明を聞かれ、どのように思われますか。

委員 「不十分」という部分について表現を変えて、委員会意見としては残しておいても良いと思います。

委員長 説明を聞く限りでは、確かに不十分とまでは言えないですね。

委員 「不十分」という文言を削除すれば良いと思います。その後が続いている「観光部署との連携を強化し、一体となって、市の魅力を発信すべき」という部分は市にとって必要な部分と思います。

委員長 委員の皆さんの意見を整理すると、この都市農村交流の推進については、不備を指摘するのではなく、こういう視点でより一層がんばってくださいというそういう趣旨で残そうということですね、分かりました。

続いて、施策の見通しの農産物の販売に対する支援ということについてはいかがでしょうか。

「市が積極的にPRを行うなど販路の開拓に注力すべき」という委員会意見に対し、担当部局からは「市の事業というよりも関係機関と連携して実施するようなことである」というような説明でした。

委員 田舎の農家は、おいしいものを作っていると思いますし、販売努力がなかったために農家が衰退してきたということがあります。販売が苦手な農家に対し、PRしてあげて欲しいという考えからの意見でした。

連携の中でも、市が先頭に立ってがんばって欲しいという期待を込めた内容にしていただければと思います。

委員長 この意見についても、元々、何か批判するとかというような視点ではなかったと思いますので、多少表現を変えるくらいで残しても良いのかなとも思います。

参考までに担当部局にも確認したいのですが、担当部局からの説明は、どいういった趣旨だったのでしょうか。単純に、現在の市で行っている取組を委員会に知ってもらいたいということで、ご説明いただいたということでしょうか。

担当部局 委員会で、説明不足の部分もあって、きちんとお伝えする必要があるということで、補足説明をさせていただきました。

農産物の販売に対する視点としてのPRについては、農協や京都府などと連携しながらやっているところで、その部分を市だけで積極的にと言われると、逆に歳出が増えていく形になります。

委員長 そうですね。

歳出が増えるという以外に、市の関与の妥当性が問われることになりまので、先ほどの委員からの意見などを参考に、また、趣旨が明確になるように修正を行いたいと思います。

歳出抑制の新規就農者支援についての部分について、委員会意見としては「就農研修資金償還金助成事業を廃止」としていますが、担当部局からは「事業の廃止は多大な影響があり、事業費の抑制を図りながら継続していきたい」という説明がありました。

事業費の抑制につながれば良い中で、「廃止」と書くと廃止しかありませんので、「縮小」ということで表現の修正を行いたいと思います。

次に歳出抑制の農業者への支援方法の部分についてです。

「経済的支援が本当に農業の振興につながっているか疑問である」という委員会意見に対し、担当部局からは「委員会意見だけを見ると過去に行ってきたことが全て否定されるように読み取れるが、農産物価格の低下により消費者の利益にもなっており、広く全般的に補助金の有効性があると考えている」という説明でした。

本提案については、委員会としては、過去の施策や事業を全否定するという趣旨ではありません。したがって、歳出抑制の視点から考えると補助金以外の政策手法も考えて、予算を減らしながら効果を上げる必要があるということで、「補助金以外の多様な手法も検討ありたい」ということを言った上で、後段につなげたいと思います。